

令和5年度 山口市安心快適住まいる助成事業 FAQ(よくある質問)

令和5年11月1日更新

【申請のとき】

1 受付について

Q1-1 令和5年度も安心快適住まいる助成事業はあるのか？

A1-1 あります。

第2弾の申請受付期間は7月14日（金）から12月15日（金）です。（5月15日（月）から募集を開始した第1弾は、予算に達したため5月22日（月）で受付を終了しました。）

Q1-2 助成金の予算がなくなれば、受付が終わるのか？

A1-2 終わります。

申請書の受付は、先着順となっています。

Q1-3 予算額が満額となった場合あるいは予算を超えた場合は、どうなるのか？

A1-3 予算が満額となった場合は、満額となった日の受付分で終了します。

予算を超えた場合は、超えた日の受付分（必着）での抽選とします。

2 対象となる工事・工事費について

Q2-1 すでに工事を始めている場合や、工事が終わっている場合でも、助成の対象になるか？

A2-1 助成の対象になりません。

必ず、申請書を提出して、交付決定通知書を受け取ってから、工事を始めてください。

Q2-2 複数の助成対象工事をする予定があり、それぞれの工事を違う市内施工業者に依頼しようと考えているが、全部の工事が助成対象になるか？

A2-2 全部の工事が助成の対象になります。

ただし、申請できるのは、1つの住宅（門・塀等の工事の場合は1つの敷地）につき当該年度1回だけです。複数の工事をするときは、まとめて申請してください。

また、助成の対象になるには、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ・市内施工業者が施工する
- ・申請時に、工事をまだ始めていること（助成交付決定通知後の発行日より以降に着工すること）
- ・市及び国・県等それに準ずる団体からの補助金等を受けていない工事
- ・令和6年2月29日までに、工事完了届を提出できること
- ・工事費（消費税及び地方消費税を除く）の合計が10万円以上

Q 2-3 市の他の助成等を受けている工事は、この助成の対象になるか？

A 2-3 下記の助成等を受けられる場合は対象になりません。

ただし、この制度の申請をするときに、本市の他の助成等を受ける工事を含めない場合は、助成の対象になります。

【本市の他の助成等】

- 1 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費
- 2 山口市重度障害者等住宅改修費
- 3 山口市合併処理浄化槽設置整備事業補助金
- 4 山口市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金
- 5 山口市みどりの生活通り推進事業補助金
- 6 山口市空き家バンク改修事業補助金
- 7 その他山口市及び国・県等それに準ずる団体からの補助金等

Q 2-4 今年度、この助成を受けて工事をしたが、別の箇所も工事することになった。もう一度、申請できるか？

A 2-4 申請できません。

この助成を受けることができるのは、1つの住宅（門、塀、柵、垣根及びスロープの改修、設置工事を含む。）及び同一人につき当該年度1回だけです。助成を受けたのが過年度であれば、今年度、もう一度申請できます。

A 2-5 防犯カメラや換気扇、コンロなどの機器を購入し、施工業者による取付工事をしない場合は、助成の対象になるか？

A 2-5 助成の対象になりません。

施工業者による取付工事をしないものは、対象になりません。

Q 2-6 機器（エコキュート等）などをリースした場合、助成の対象になるか？

A 2-6 助成の対象になりません。

リースした機器は、リース会社などが所有者になるので、対象になりません。

Q 2-7 太陽光発電装置と太陽熱利用機器の違いは何か？

A 2-7 太陽光発電装置は、太陽の「光」を直接的に電力に変換するものですが、太陽熱利用機器は、太陽の「熱」を利用して主にお湯をつくるものです。太陽熱利用機器の設置工事は助成の対象になります。

Q 2-8 シロアリ防除工事は助成の対象になるか？

A 2-8 助成の対象になりません。

ただし、被害部分の改修や補強に係る工事やリフォーム工事に伴う防除工事は助成の対象になります。

Q 2-9 下水道の接続工事は対象となるか？

A 2-9 一部助成の対象になる場合があります。

公共マスから家屋までの外配管については対象となりませんが、下水道接続工事と同時に行う家屋内の配管工事やトイレ等の設置工事は対象となります。

Q 2-10 市の補助金を受けて合併浄化槽を設置し、あわせてトイレの設置工事をした場合は助成の対象となるか？

A 2-10 助成の対象になります。

浄化槽から家屋、放流口までの外配管については対象となりませんが、浄化槽設置工事と同時に行う家屋内の配管工事やトイレの設置工事は対象となります。

Q 2-11 廃材処分費は助成の対象になるか？

A 2-11 市清掃事務所への支払手数料等、公共機関への費用が含まれるため対象となりません。

Q 2-12 助成の対象になる工事と対象にならない工事を一緒にする場合、管理費などのどちらの工事にもかかる経費は、助成の対象になるか？

A 2-12 管理費などのうち、対象になる工事に関するものだけが、対象になります。

なお、提出いただく見積書には、助成の対象にならない工事費は含めないでください。

Q 2-13 工事に係る経費のうち、工事中に設置する簡易トイレは助成の対象となるか？

A 2-13 トイレの施行工事の場合で、申請者が使用する場合のみ助成の対象となります。

3 対象となる住宅・人について

Q 3-1 店舗や事業所などを工事する場合は、助成の対象になるか？

A 3-1 助成の対象になりません。

対象になるのは、居住している住宅、または、転入・転居により居住しようとする住宅です。

Q 3-2 店舗、事業所などと一体になっている住宅を工事する場合は、助成の対象になるか？

A 3-2 助成の対象になります。

ただし、店舗、事業所などの居住していない部分にかかる工事費は、対象になりません。

Q 3-3 住宅と同一棟にある車庫、物置などを工事する場合は、助成の対象になるか？

A 3-3 助成の対象になります。

住宅と別棟にある場合は、対象外になります。

Q3-4 借家や賃貸アパートに住んでいるが、助成の対象になるか？

A3-4 助成の対象になります。

居住している住宅であれば、所有していなくても対象になります。
ただし、アパートやマンションの共有部分の工事は対象になりません。
なお、申請をする前には、必ず、住宅の所有者と調整してください。

Q3-5 所有する貸家、貸マンション、貸アパートなどを工事する場合は、助成の対象になるか？

A3-5 助成の対象になりません。

申請者が居住している住宅が対象になります。アパートなどの所有者が、その建物に居住している場合は、所有者の居住部分の工事は対象になります。

Q3-6 母屋と別棟があり、両方を工事する場合に、それぞれ別に申請できるか？

A3-6 母屋と別棟にそれぞれ別の世帯が居住していれば、それぞれ申請できます。

Q3-7 市外や市内の別の場所に住んでいて、リフォーム後に転入、転居して住む場合は、申請することはできるか？

A3-7 申請できます。

ただし、工事完了届を提出いただく時に、異動後の住民票の提出が必要となります。住民票により、居住の確認をします。

Q3-8 住宅の所有者が単身赴任で市外に住んでいるが、申請することはできるか？

A3-8 住宅に居住し、山口市に住民登録のある方が申請者になることで、申請することができます。

住宅の所有は関係なく、居住している方であれば、申請することができます。

Q3-9 工事の支払いなどを、別居の家族がする場合、申請することはできるか？また、申請者は、居住者か？別居の家族か？

A3-9 申請することができます。申請者は居住者です。

工事資金の調達や支払方法など、自己資金でなくても、助成の対象になります。
金融機関から借入れた資金でも、対象になります。

Q3-10 施工業者が、自分の住宅を工事する場合、申請することはできるか？

A3-10 申請することができます。

ただし、金額の比較や妥当性の判断をするため、他社の見積書もあわせて、提出してください。

Q3-11 デジタル商品券の受取は、申請者以外のスマートフォンでも良いか？

A3-11 デジタル商品券は、申請者本人以外が受け取ることは出来ません。必ず申請者本人の登録を行ってください。

操作方法につきましては、コールセンターや山口商工会議所のホームページにてご案内しております。

Q 3-12 商品券の種別について、途中で変更はできるか。

A 3-12 変更できません。

4 対象となる施工業者について

Q 4-1 本店・本社が市外にあっても、市内に支店・営業所があれば、助成対象の市内施工業者になるか？

A 4-1 助成の対象の市内施工業者にはなりません。

市内施工業者の要件は、法人の場合、「本店・本社が山口市にあること」と「工事開始時点において、市内で1年以上継続して事業していること」です。

本店・本社が市外にあるので、市内施工業者にはなりません。

Q 4-2 市内に事業所がある個人事業者で、市外に住民登録がある場合は、助成対象の市内施工業者になるか？

A 4-2 助成の対象の市内施工業者にはなりません。

市内施工業者の要件は、個人事業者の場合、「山口市に住民登録があること」と「工事開始時点において、市内で1年以上継続して事業していること」です。

住民登録が市外にあるので、市内施工業者にはなりません。

Q 4-3 市外に事業所がある個人事業者で、市内に住民登録がある場合は、助成対象の施工業者になるか？

A 4-3 助成の対象の市内施工業者にはなりません。

市内施工業者の要件は、個人事業者の場合、「山口市に住民登録があること」と「工事開始時点において、市内で1年以上継続して事業していること」です。

市外に事業所があるので、市内施工業者にはなりません。

Q 4-4 「工事開始時点において、市内で1年以上継続して事業を営んでいる」とあるが、その基準は？

A 4-4 法人の場合は、登記簿謄本のなかの設立した年月日を確認します。個人事業主の場合は住民票、事業者からの聞き取りなどで確認します。

工事開始時点において、市内で1年以上継続して事業を営んでいる事業者が対象となります。

5 申請・提出書類等について

Q 5-1 申請書は、どこに提出すればよいか？

A 5-1 郵送により、次の窓口へ提出してください。

・山口商工会議所 (☎753-0086 山口市中市町 1-10 ☎083-925-2300)

・山口県央商工会

阿知須支所 (☎754-1277 山口市阿知須 4233-31 ☎0836-65-2129)

秋穂支所 (☎754-1101 山口市秋穂東 6570 ☎083-984-2738)
阿東支所 (☎759-1513 山口市阿東徳佐下 25-1 ☎083-956-0032)
・徳地商工会 (☎747-0231 山口市徳地堀 1817 ☎0835-52-0026)

※その後の手続も、申請書を提出した窓口で行うことになります。

Q 5 - 2 住民票は、どこで取れるのか？

A 5 - 2 住民票は、次の窓口で交付しています。

- ・ 山口市役所 市民課
- ・ 各総合支所 総合サービス課
- ・ 各地域交流センター 行政窓口（ただし、大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東の各地域交流センターには行政窓口がありません）
- ・ 阿東・徳地地域交流センター分館
- ・ 大海総合センター

詳細は、山口市役所HPを参考にしてください。

Q 5 - 4 住民票は、どのようなものがあるのか？

A 5 - 4 世帯全員のもので、続柄の記載のある住民票が必要です。（本籍は省略）

Q 5 - 5 市外に住んでいて、リフォーム後に転入して住む場合は、住民票はどのようにすればよいか？

A 5 - 5 現住所のある市町村で住民票の交付を受けて提出してください。

また、異動後の住民票を工事完了後、工事完了届（令和6年2月29日まで）の際に提出してください。

Q 5 - 6 市内の別の場所に住んでいて、リフォーム後に転居して住む場合は、住民票はどのようにすればよいか？

A 5 - 6 異動前の現住所の住民票の交付を受けて提出してください。

また、異動後の住民票を工事完了後、工事完了届（令和6年2月29日まで）の際に提出してください。

Q 5 - 7 滞納の無いことの証明は、どのようにすればよいか？

A 5 - 7 市で「滞納の無いことの証明書」を交付しているので、それを申請の添付書類にしてください。

Q 5 - 8 市外や市内の別の場所に住んでいて、リフォーム後に転入、転居して住む場合は、滞納のないことの証明はどうすればよいか？

A 5 - 8 滞納のないことの証明は、転入前であっても山口市が発行するものを提出してください。

市外に住んでいる場合でも、現住所の市町村ではなく、必ず山口市が発行する滞納のないことの証明を提出してください。この場合、現住所の確認のため住

民票（コピー可）が必要となります。（現在住民票のある他市町村の滞納の無いことの証明は無効です。）

Q 5 - 9 滞納の無いことの証明は、どこで取れるのか？

A 5 - 9 滞納の無いことの証明書は、次の窓口で交付しています。

- ・ 山口市役所 市民税課
- ・ 各総合支所 総合サービス課
- ・ 各地域交流センター 行政窓口（ただし、大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東の各地域交流センターには行政窓口がありません）
- ・ 阿東・徳地地域交流センター分館
- ・ 大海総合センター

詳細は、山口市役所HPを参考にしてください。

Q 5 - 10 住民票、滞納の無いことの証明は、以前にとったものでもよいのか？

A 5 - 10 令和5年4月以降に交付された証明書を提出してください。

申請のときに居住していることと滞納がないことを確認するための書類です。古い証明書では、申請時の状況が確認できないので、令和5年4月以降に交付されたものを提出してください。

Q 5 - 11 施工業者の所在を証する書類の登記簿謄本・住民票は、以前にとったものでよいのか？

A 5 - 11 令和5年4月以降に交付された証明書の原本またはコピー（写し）を提出してください。

古い証明書では、申請のときの状況が確認できないので、令和5年4月以降に交付されたものを提出してください。

Q 5 - 12 施工業者の所在を証する書類として、「法人は登記簿謄本、個人事業者は住民票」とあるが、コピー（写し）でもよいのか？

A 5 - 12 コピー（写し）で、よいです。

Q 5 - 13 施工業者の所在を証する書類として、「個人事業者は住民票」とあるが、どのような住民票がいるのか？

A 5 - 13 世帯の一部（本人のみ）のもので、本籍・続柄の記載のない住民票（本籍・続柄等の記載があるものも可）が必要です。

Q 5 - 14 施工業者の登記簿謄本・住民票は、複数の施工業者がいる場合、全部の施工業者のものが必要か？

A 5 - 14 全部の施工業者のものが必要です。

申請された工事が助成の対象になる市内施工業者による工事かを確認するため、全部の施工業者の証明書（コピー可）が必要です。

Q 5 - 15 工事着手前の写真について、屋根など、自分では撮影が難しい場合はどうすればよいか？

A 5 - 15 工事を始めるときに施工業者に撮影してもらい、完了届と一緒に提出してください。

【申請してから、工事完了まで】

6 工事をはじめるまで

Q 6 - 1 いつから工事を始められるか？

A 6 - 1 交付決定通知書を受け取ってから、工事を始めてください。

Q 6 - 2 申請書類を提出しました。審査の結果、助成金交付申請額より減額されることはありますか？

A 6 - 2 助成対象外の工事・経費が含まれている場合は、審査の結果、減額することがあります。その場合は、減額した交付決定通知書を送付いたします。

Q 6 - 3 申請書に記入した助成金交付申請額より減額される場合は、事前の連絡はありますか？

A 6 - 3 ありません。交付決定前の審査状況や内容についてはご連絡致しませんので、送付された交付決定通知書にて助成金交付決定額をご確認ください。

Q 6 - 4 申請した工事の一部を取りやめることになった場合、どうすればよいか？

A 6 - 4 完了届で一部の工事を取りやめたことを報告してください。
なお、助成金の額は、申請した工事に対して支払った金額の10%（または15%）になります。（1,000円未満の端数は切り捨て）

Q 6 - 5 申請した後に、助成対象になる工事を追加することになった場合、どうすればよいか？

A 6 - 5 取下げ書（第3号様式）提出し、再度、申請をしてください。
ただし、再度、申請することができるのは、まだ始めている工事だけです。
また、受付期間内に申請書を提出してください。

7 工事を始めてから

Q 7 - 1 工事の途中で、申請した工事の一部を取りやめることになった場合、どうすればよいか？

A 7 - 1 完了届で工事の一部を取りやめたことを報告してください。

Q 7 - 2 工事の途中で、別の助成対象になる工事を追加することになった場合、どうすればよいか？

A 7 - 2 完了届で工事を追加したことを報告してください。
なお、助成金の額は、交付決定通知書の額が上限です。
取下げ書（第3号様式）提出し、再申請することもできますが、再申請するこ

とができるのは、まだ工事を始めていない場合だけです。また、受付期間内に申請書を提出してください。

【工事が完了してから】

8 工事完了届について

Q 8 - 1 工事完了届は、いつまでに提出すればよいか？

A 8 - 1 工事完了後、令和6年2月29日までに提出してください。

Q 8 - 2 工事完了届は、どこに提出すればよいか？申請書を提出したところと違う受付場所にも提出できるか？

A 8 - 2 完了届の受付窓口は、申請受付窓口と同じで、次のとおりです。

必ず、申請書を提出したところに郵送してください。

- ・ 山口商工会議所 (☎753-0086 山口市中市町 1-10 ☎083-925-2300)
- ・ 山口県央商工会
 - 阿知須支所 (☎754-1277 山口市阿知須 4233-31 ☎0836-65-2129)
 - 秋穂支所 (☎754-1101 山口市秋穂東 6570 ☎083-984-2738)
 - 阿東支所 (☎759-1513 山口市阿東徳佐下 25-1 ☎083-956-0032)
- ・ 徳地商工会 (☎747-0231 山口市徳地堀 1817 ☎0835-52-0026)

Q 8 - 3 別居の家族（単身赴任や別居の子どもなど）が工事の支払いをしたので、領収書の宛名が申請者と違う場合、助成の対象になるか？

A 8 - 3 助成の対象となりません。

リフォーム工事を行う住宅に居住している方が申請者となり、かつ助成対象者となりますので、申請者が工事代金を支払うものとなります。

なお、委任状の提出があった場合は、代理人が受領することができます。

ただし、特段の事情（死亡等）により申請者での支払いが困難な場合は個別に相談してください。

Q 8 - 4 工事は完了したが、支払いがまだの場合、完了届を提出できるか？

A 8 - 4 提出できません。

支払いまでが完了している工事が助成の対象なので、完了届には領収書の写しの添付が必要です。

Q 8 - 5 支払額が申請した見積額より多かった場合は、どうなるのか？

A 8 - 5 助成金の額は、交付決定通知書の額が上限になります。

Q 8 - 6 支払額が申請した見積額より少なかった場合は、どうなるのか？

A 8 - 6 助成金の額は、申請した工事に対して支払った金額の10%（または15%）になります。

【確定通知が届いてから】

9 助成金の受取について

Q 9-1 助成金は、現金でもらえるのか？

A 9-1 現金ではなく、市内の取扱店で利用できる山口市安心快適住まい商品券でお渡しします。

Q 9-2 助成金（山口市安心快適住まい商品券）は、どのように受け取るのか？

A 9-2 【紙商品券の場合】

助成金は、申請書・完了届を提出した窓口で受け取ってください。

窓口に来るときには、郵送した請求書兼領収書と認印を持ってきてください。

また、本人確認をするので、運転免許証や健康保険証などの本人確認資料を忘れず、持ってきてください。

準備の都合上、来所日時の事前連絡をお願いします。

また、やむを得ず申請時と異なる窓口で受け取りを希望する場合は、事前にその窓口で連絡をしてください。

【デジタル商品券の場合】

確定通知書の発行日から2週間以内に、スマートフォン等で会員登録されたちよる P a y に助成金額が反映されます。

確定通知書に反映予定日を記載しておりますのでご確認ください。

Q 9-3 助成金（山口市安心快適住まい商品券）は、代理人が受け取ってもよいのか？

A 9-3 【紙商品券の場合】

原則として、本人が受け取ってください。

ただし、やむを得ない場合は、申請者が自書・押印した委任状があれば、代理人が受け取れます。

代理人は、窓口で委任状・請求書兼領収書（申請者が記入・押印したもの）を持ってきてください。窓口では代理人の本人確認をするので、運転免許証や健康保険証などの代理人の本人確認資料を忘れず、持ってきてください。

【デジタル商品券の場合】

本人のスマートフォン等の端末に反映されます。

交付申請時にちよる P a y で会員登録したユーザーID 及び電話番号をご記入していただくので、申請者と異なる場合は交付決定となりません。

Q 9-4 助成金（山口市安心快適住まい商品券）の受取期限はあるか？

A 9-4 【紙商品券の場合】

受取ができる期間は、令和6年3月29日（金）までです。

交付決定通知日から2カ月以内に受取をお願いいたします。

2月以降に確定通知書が届いた方は、受取れる期間が短くなりますが、ご了承ください。

【デジタル商品券の場合】

確定通知日から2週間以内にスマートフォン等で会員登録したちよる P a y に自動で反映されます。窓口での受取は不要です。

Q 9 - 5 助成金（山口市安心快適住まい商品券）は、どこで使えるのか？

A 9 - 5 山口市安心快適住まい商品券の取扱の登録のある店舗で使えます。

紙商品券の場合は、一緒に取扱店舗一覧をお渡しするので、ご覧ください。また、山口商工会議所のHPでも確認できます。

デジタル商品券の場合は会員登録したちよる P a y で取扱店をご確認いただけます。

Q 9 - 6 助成金（山口市安心快適住まい商品券）に、有効期限はあるか？

A 9 - 6 紙商品券、デジタル商品券ともに発行日（反映日）から6か月間使用できます。

10 アンケートについて

Q10-1 アンケートはどのようにすればよいか？

A10-1 受けとられた商品券を使用された後にアンケートの記入をされ、返信用封筒に入れて投函してください。（切手の貼付は不要です）

デジタル商品券の方は、アンケートメールが届きますので、ご回答をお願いいたします。

ただし、商品券の用途が決まっている場合は、商品券の使用前にアンケートに回答されても構いません。

Q10-2 アンケートの提出期限までに商品券の全部を使わない場合は、アンケートの記入をしなくてもよいか？

A10-2 商品券の未使用部分については、予定で構いませんので、アンケートの記入をして下さい。

11 その他

Q11-1 申請者が死亡した場合の手続きはどのようにすればよいか？

A11-1 申請書類にある住民票に記載されている法定相続人を代理人として手続きすることができます。お亡くなりになられた確認資料として除籍謄本と代理人の本人確認資料を提出してください。

住民票に記載のない方が代理人になられる場合は、代理人が法定相続人であることの確認資料（戸籍謄本等）を別途、提出してください。